



岩手労働局発表
平成27年11月27日（金）

照
会
先

岩手労働局職業安定部

職業対策課長 永洞 昭雄

地方障害者雇用担当官 山形 伸一

（電 話） 019-604-3005

（F A X） 019-604-1533

～岩手県における障害者雇用状況の集計結果～

（平成 27 年 6 月 1 日現在）

岩手県内民間企業の障害者実雇用率は1.99%で東北1位

岩手労働局（局長 久古谷 敏行）では、岩手県内に本社を置く民間企業や公的機関などにおける平成27年6月1日現在の障害者の雇用状況^{（注1）}を取りまとめましたので、その結果を公表します。

【集計結果の主なポイント】

1 民間企業における雇用状況

実雇用率は1.99%と前年比0.06ポイント上昇、雇用されている障害者の数^{（注2）}は2,765.5人と前年より4.2%（111.0人）増加し、いずれも過去最高を更新（全国平均1.88%）

- ・ 法定雇用率（2.0%）^{（注3）}を達成している企業の割合は54.1%と前年比1.2ポイント上昇した。
- ・ 企業規模別の実雇用率は、300～500人未満規模企業を除く全ての規模の区分で前年を上回った。

2 公的機関における在職状況

（1） 県の機関に在職している障害者の数は185.0人で、前年より4.5%（8.0人）増加、実雇用率は2.40%と前年に比べ0.06ポイント上昇

- ・ 知事部局、医療局、企業局、警察本部の全ての機関で法定雇用率（2.3%）を達成した。

（2） 市町村の機関に在職している障害者の数は272.5人で、前年より3.0%（8.5人）減少、実雇用率は2.30%と、前年と比べ0.09ポイント低下

- ・ 報告対象43の機関のうち、6機関で法定雇用率（2.3%）を未達成である。

（3） 教育委員会に在職している障害者の数は199.5人で、前年より0.5%（1.0人）減少、実雇用率は2.23%と、前年より0.03ポイント上昇

- ・ 報告対象となる岩手県教育委員会と盛岡市教育委員会の全2機関で法定雇用率（2.2%）を達成した。

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等に雇用されている障害者の数は9.0人で、前年より12.5%（1.0人）増加、実雇用率は2.63%と、0.30ポイント上昇

- ・ 公立大学法人岩手県立大学と地方独立行政法人岩手県工業技術センターの全2機関で法定雇用率（2.3%）を達成した。

(注1) 障害者の雇用状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「法」という。)では、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主など(下記注3参照)に報告を求めている。民間企業については、岩手県内に本社を置く50人以上規模の企業923社の状況をまとめたもの。

(注2) 障害者の数

「企業等における雇用障害者数」は、次の表に従って計算される。

*対象となる障害者1人のカウント数

	常用労働者	短時間労働者
	週所定労働時間 30時間以上	週所定労働時間 20時間以上30時間未満
身体障害者	1人	0.5人
重度	2人	1人
知的障害者	1人	0.5人
重度	2人	1人
精神障害者	1人	0.5人

(注3) 法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、法に基づき、以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である(なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

- 一般の民間企業 2. 0 % (50人以上規模企業)
- 地方独立行政法人等 2. 3 % (43.5人以上規模機関)
- 国、地方公共団体 2. 3 % (43.5人以上規模機関)
- 都道府県等の教育委員会 2. 2 % (45.5人以上規模機関)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

【法定雇用率の改定について】

平成25年4月1日から法定雇用率が改定されました。

- 民間企業 1. 8 → 2. 0 %
- 国、地方公共団体等 2. 1 → 2. 3 %
- 県等の教育委員会 2. 0 → 2. 2 %

平成27年6月1日現在における障害者の雇用状況(概要)

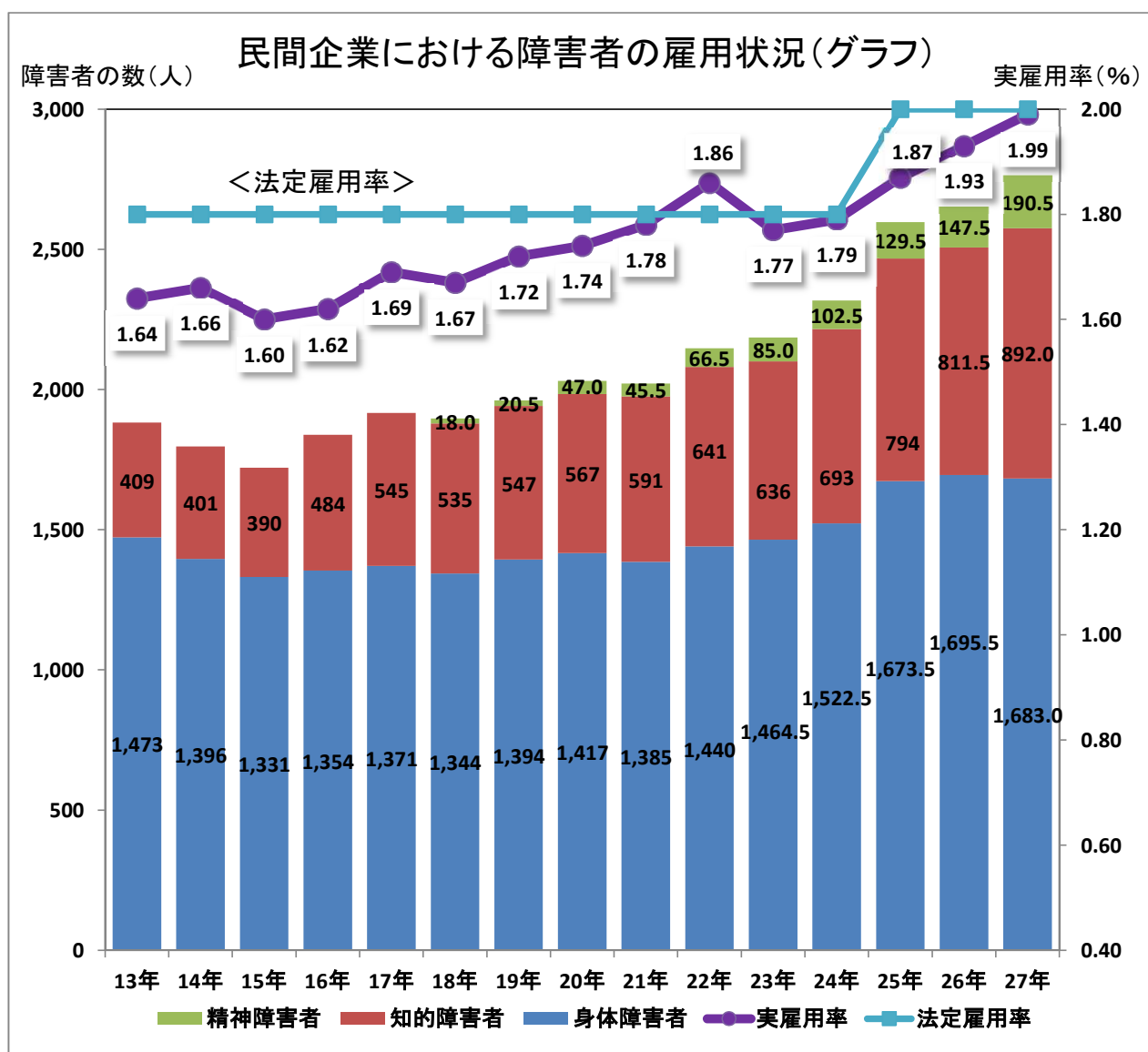
1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0％）に雇用されている障害者の数は2,765.5人で、前年より4.2％（111.0人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は1,683.0人（対前年比0.7％減）、知的障害者は892.0人（同9.9％増）、精神障害者は190.5人（同29.2％増）と、知的障害者と精神障害者で前年より増加し、特に精神障害者が大きく増加した。
- ・ 実雇用率は1.99％で、前年より0.06ポイント上昇、法定雇用率達成企業の割合は54.1％となり、前年より1.2ポイント上昇した。

	報告対象 企業数	算定基礎 労働者数 (人)	障害者 雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
27年度	923	139,094.5	2,765.5	1.99	499	54.1	1.88
26年度	904	137,395.5	2,654.5	1.93	478	52.9	1.82
増減	19	1,699.0	111.0	0.06	21	1.2	0.06

〔詳細表 P1 1(1)・(4)〕



(2) 企業規模別の状況

- 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、1,000人以上規模企業を除くすべての区分で前年を上回った。
- 実雇用率は、300人～500人未満規模企業を除く区分で前年を上回った。なお、民間企業全体の実雇用率（1.99％）と比較すると、100～300人未満規模企業（2.11％）、500～1,000人未満規模企業（2.02％）が上回っている。
- 法定雇用率達成企業の割合は、50人～100人未満規模企業除くすべての区分で前年を上回った。

○規模別障害者雇用数

企業規模	障害者雇用数（人）		対前年増減 （人）	対前年増減比 （％）
	27年度	26年度		
50人 ～ 100人未満	685.5	627.5	58.0	9.2
100人 ～ 300人未満	1,107.0	1,090.5	16.5	1.5
300人 ～ 500人未満	295.5	275.0	20.5	7.5
500人 ～ 1,000人未満	367.5	350.0	17.5	5.0
1,000人以上	310.0	311.5	▲ 1.5	▲ 0.5
計	2,765.5	2,654.5	111.0	4.2

〔詳細表 P2 1(2)〕

○規模別実雇用率・達成企業割合

企業規模	実雇用率（％）		前年比 増減(P)	雇用率達成割合（％）		前年比 増減(P)
	27年度	26年度		27年度	26年度	
50人 ～ 100人未満	1.92	1.82	0.10	54.3	55.8	▲ 1.5
100人 ～ 300人未満	2.11	2.04	0.07	54.0	49.7	4.3
300人 ～ 500人未満	1.71	1.76	▲ 0.05	50.0	48.8	1.2
500人 ～ 1,000人未満	2.02	1.98	0.04	51.9	51.9	0.0
1,000人以上	1.99	1.92	0.07	70.0	36.4	33.6
計	1.99	1.93	0.06	54.1	52.9	1.2

(3) 産業別の状況

- 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「複合サービス事業」を除く業種で前年より増加した。
- 実雇用率は、農・林・漁業（2.22％）製造業（2.25％）、電気・ガス・熱供給・水道業（2.24％）医療、福祉（2.79％）の4業種で法定雇用率（2.0％）を上回っている。

産業規模	実雇用率（％）		前年比 増減(P)	障害者雇用数(人)		対前年 増減(人)	対前年 増減比(％)
	27年度	26年度		27年度	26年度		
農・林・漁業	2.22	2.11	0.11	23.0	21.0	2.0	9.5
鉱業・採石業・砂利採取業	0.00	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	--
建設業	1.78	1.52	0.26	75.0	61.0	14.0	23.0
製造業	2.25	2.24	0.01	800.0	817.0	▲ 17.0	▲ 2.1
電気・ガス・熱供給・水道業	2.24	1.61	0.63	7.0	7.0	0.0	0.0
情報通信業	1.24	0.97	0.27	32.0	25.5	6.5	25.5

運輸業・郵便業	1.70	1.49	0.21	102.5	99.5	3.0	3.0
卸売業・小売業	1.61	1.50	0.11	453.5	408.5	45.0	11.0
金融業・保険業	1.52	1.53	▲ 0.01	86.5	84.5	2.0	2.4
不動産業・物品賃貸業	1.55	1.34	0.21	16.0	14.0	2.0	14.3
学術研究・専門・技術サービス業	0.96	0.97	▲ 0.01	9.0	9.0	0.0	0.0
宿泊業・飲食サービス業	1.56	1.64	▲ 0.08	71.0	71.5	▲ 0.5	▲ 0.7
生活関連サービス・娯楽業	1.41	1.33	0.08	59.5	58.5	1.0	1.7
教育・学習支援業	1.75	1.80	▲ 0.05	56.0	53.0	3.0	5.7
医療・福祉	2.79	2.70	0.09	758.5	720.0	38.5	5.3
複合サービス事業	1.32	1.55	▲ 0.23	65.5	79.0	▲ 13.5	▲ 17.1
サービス業	1.60	1.58	0.02	150.5	125.5	25.0	19.9
計	1.99	1.93	0.06	2,765.5	2,654.5	111.0	4.2

〔詳細表 P3 1(3)〕

(4) 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 法定雇用率未達成企業（424社）のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、70.3%（298社）となっている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は61.6%（261社）となっている。

〔詳細表 P6 1(5)〕

(5) 県内実雇用率上位10社

企業名	業種名	所在地	算定基礎 労働者数 (人)	実雇用率 (%)
一般財団法人 青い鳥	プラスチック製品製造業	盛岡市	83.0	74.10
社会福祉法人 岩手更生会	社会福祉事業	盛岡市	56.0	60.71
社会福祉法人 修倫会	社会福祉事業	久慈市	81.5	53.37
社会福祉法人 平成会	社会福祉事業	一関市	265.5	51.60
有限会社 西部産業	食料品製造業	八幡平市	104.0	45.19
社会福祉法人 カナンの園	社会福祉事業	一戸町	178.0	28.37
L・Eエスコート 株式会社	社会福祉事業	盛岡市	55.0	20.91
株式会社 いんべりネンサプライ	リネンサプライ業	盛岡市	113.0	15.04
株式会社 菊地建設	建設業	宮古市	62.0	12.90
東陵総業 株式会社	ビルメンテナンス業・警備業他	釜石市	114.0	12.28

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

- ・ 県の4機関に在職している障害者の数は185.0人で、前年より4.5%（8.0人）増加した。実雇用率は2.40%と前年（2.34%）に比べ0.06ポイント上昇した。

県の4機関においては、全ての機関で法定雇用率を達成している。

	報告対象 機関	算定基礎 労働者数 (人)	障害者 雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関数	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
27年度	4	7,693.0	185.0	2.40	4	100.0	2.58
26年度	4	7,556.5	177.0	2.34	4	100.0	2.57
増減	0	136.5	8.0	0.06	0	0.0	0.01

〔詳細表 P7 2(1)〕

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

- 市町村の機関に在職している障害者の数は272.5人で、前年より3.0%（8.5人）減少した。
実雇用率は2.30%と昨年（2.39%）と比べ0.09ポイント低下した。
43機関のうち37機関で法定雇用率を達成している。

	報告対象 機関	算定基礎 労働者数 (人)	障害者 雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関数	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
27年度	43	11,866.0	272.5	2.30	37	86.0	2.41
26年度	44	11,769.0	281.0	2.39	42	95.5	2.38
増減	▲ 1	97.0	▲ 8.5	▲ 0.09	▲ 5	▲ 9.5	0.03

〔詳細表 P8 2(2)〕

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）

- 2.2%の法定雇用率が適用される県等の教育委員会に在職している障害者の数は199.5人で、前年より0.5%（1.0人）減少した。
実雇用率は2.23%と前年（2.20%）に比べ0.03ポイント上昇している。

※報告対象の教育委員会は岩手県教育委員会、盛岡市教育委員会の2機関。

	報告対象 機関	算定基礎 労働者数 (人)	障害者 雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関数	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
27年度	2	8,965.0	199.5	2.23	2	100.0	2.15
26年度	2	9,101.0	200.5	2.20	2	100.0	2.09
増減	0	▲ 136.0	▲ 1.0	0.03	0	0.0	0.06

〔詳細表 P9 2(3)〕

3 地方独立行政法人等における雇用状況

- 地方独立行政法人等（法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は9.0人であり、前年より12.5%（1.0人）増加した。
実雇用率は2.63%と前年（2.33%）に比べ0.30ポイント上昇した。

※報告対象の独立行政法人等は公立大学法人岩手県立大学、地方独立行政法人岩手県工業技術センターの2機関。

	報告対象 機関	算定基礎 労働者数 (人)	障害者 雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関数	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
27年度	2	342.0	9.0	2.63	2	100.0	2.32
26年度	2	343.0	8.0	2.33	2	100.0	2.30
増減	0	▲ 1.0	1.0	0.30	0	0.0	0.02

〔詳細表 P10 3(3)〕

4 今後の取組み

(1) 法定雇用率が未達成の公的機関に対する指導

- 民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、引き続き、労働局長等から未達成機関のトップに対する指導を強力に実施し、早期達成を図る。

(2) 法定雇用率が未達成の民間企業に対する指導

- 引き続き、各企業の障害者雇用における阻害要因等を踏まえながら、労働局、ハローワークによる個別指導及び関係機関と連携した個別支援を強力に実施し、早期達成を図る。

平成27年6月1日現在における障害者の雇用状況(詳細表)

<目次>

1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況	1
(2) 企業規模別の雇用状況	2
(3) 産業別の雇用状況	3
(4) 民間企業における雇用状況の推移	4
(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数	6

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.3%)	7
(2) 市町村の機関(法定雇用率2.3%)	8
(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.2%)	9

3. 公的機関の各機関の状況

(1) 県の機関の状況(法定雇用率2.3%)	10
(2) 県等の教育委員会の状況(法定雇用率2.2%)	10
(3) 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.3%)	10
(4) 市町村の機関の状況(法定雇用率2.3%)	11

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度障害者	B. 重度障害者である短時間労働者	C. 重度以外の障害者	D. 重度以外の障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
岩手県	企業 923	人 139,094.5	人 592	人 91	人 1,330	人 321	人 2,765.5	人 324.0	% 1.99	企業 499	% 54.1
	(904)	(137,395.5)	(594)	(81)	(1,254)	(263)	(2,654.5)	(277.0)	(1.93)	(478)	(52.9)
全国	企業 87,935	人 24,122,923.0	人 106,362	人 13,534	人 207,294	人 39,163	人 453,133.5	人 48,377.0	% 1.88	企業 41,485	% 47.2
	(86,648)	(23,650,463.5)	(103,320)	(12,360)	(195,279)	(33,893)	(431,225.5)	(45,269.5)	(1.82)	(38,760)	(44.7)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
岩手県	人 2,765.5	人 438	人 60	人 698	人 98	人 1,683.0	人 174.5	人 154	人 31	人 486	人 134	人 892.0	人 87.0	人 146	人 89	人 190.5	人 62.5
	(2,654.5)	(447)	(47)	(710)	(89)	(1,695.5)	(151.5)	(147)	(34)	(427)	(113)	(811.5)	(81.5)	(117)	(61)	(147.5)	(44.0)
全国	人 453,133.5	人 89,312	人 9,830	人 125,334	人 13,929	人 320,752.5	人 26,884.5	人 17,050	人 3,704	人 53,494	人 12,892	人 97,744.0	人 12,282.0	人 28,466	人 12,342	人 34,637.0	人 9,210.5
	(431,225.5)	(87,195)	(8,867)	(123,633)	(12,849)	(313,314.5)	(26,347.5)	(16,125)	(3,493)	(48,873)	(11,174)	(90,203.0)	(11,469.5)	(22,773)	(9,870)	(27,708.0)	(7,452.5)

〔1（1）①表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の重度障害者（重度身体障害者及び重度知的障害者）については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の重度以外の障害者である短時間労働者（重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者）については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 （ ）内は平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔1（1）②表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 （ ）内は平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる労働者 数	③障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度障 害者	B. 重度障 害者であ る短時間 労働者	C. 重度以 外の障害 者	D. 重度以 外の障害 者である 短時間労 働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新 規雇用分			
規模計	企業 923 (904)	人 139,094.5 (137,395.5)	人 592 (594)	人 91 (81)	人 1,330 (1,254)	人 321 (263)	人 2,765.5 (2,654.5)	人 324.0 (277.0)	% 1.99 (1.93)	企業 499 (478)	% 54.1 (52.9)
50～100人未満	企業 514 (495)	人 35,613.0 (34,532.0)	人 144 (139)	人 20 (12)	人 346 (319)	人 63 (37)	人 685.5 (627.5)	人 78.0 (66.5)	% 1.92 (1.82)	企業 279 (276)	% 54.3 (55.8)
100～300人未満	企業 326 (330)	人 52,409.5 (53,394.0)	人 240 (243)	人 34 (33)	人 542 (527)	人 102 (89)	人 1,107.0 (1,090.5)	人 123.5 (116.0)	% 2.11 (2.04)	企業 176 (164)	% 54.0 (49.7)
300～500人未満	企業 46 (41)	人 17,296.5 (15,619.0)	人 65 (65)	人 8 (6)	人 148 (129)	人 19 (20)	人 295.5 (275.0)	人 30.5 (26.5)	% 1.71 (1.76)	企業 23 (20)	% 50.0 (48.8)
500～1000人未満	企業 27 (27)	人 18,172.5 (17,641.5)	人 86 (87)	人 15 (15)	人 166 (148)	人 29 (26)	人 367.5 (350.0)	人 38.5 (24.0)	% 2.02 (1.98)	企業 14 (14)	% 51.9 (51.9)
1000人以上	企業 10 (11)	人 15,603.0 (16,209.0)	人 57 (60)	人 14 (15)	人 128 (131)	人 108 (91)	人 310.0 (311.5)	人 53.5 (44.0)	% 1.99 (1.92)	企業 7 (4)	% 70.0 (36.4)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身 体障害者	b. 重度身 体障害者 である短 時間労働 者	c. 重度以 外の身体 障害者	d. 重度以 外の身体 障害者で ある短時 間労働者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新 規雇用分	a. 重度知 的障害者	b. 重度知 的障害者 である短 時間労働 者	c. 重度以 外の知的 障害者	d. 重度以 外の知的 障害者で ある短時 間労働者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新 規雇用分	c. 精神障 害者	d. 精神障 害者であ る短時間 労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新 規雇用分
規模計	人 2,765.5 (2,654.5)	人 438 (447)	人 60 (47)	人 698 (710)	人 98 (89)	人 1,683.0 (1,695.5)	人 174.5 (151.5)	人 154 (147)	人 31 (34)	人 486 (427)	人 134 (113)	人 892.0 (811.5)	人 87.0 (81.5)	人 146 (117)	人 89 (61)	人 190.5 (147.5)	人 62.5 (44.0)
50～100人未満	人 685.5 (627.5)	人 100 (104)	人 16 (7)	人 179 (190)	人 17 (12)	人 403.5 (411.0)	人 36.5 (35.0)	人 44 (35)	人 4 (5)	人 126 (101)	人 22 (12)	人 229.0 (182.0)	人 24.0 (19.0)	人 41 (28)	人 24 (13)	人 53.0 (34.5)	人 17.5 (12.5)
100～300人未満	人 1,107.0 (1,090.5)	人 155 (155)	人 17 (14)	人 274 (275)	人 38 (33)	人 620.0 (615.5)	人 61.5 (50.0)	人 85 (88)	人 17 (19)	人 206 (194)	人 39 (33)	人 412.5 (405.5)	人 37.0 (41.5)	人 62 (58)	人 25 (23)	人 74.5 (69.5)	人 25.0 (24.5)
300～500人未満	人 295.5 (275.0)	人 53 (53)	人 7 (5)	人 75 (71)	人 6 (5)	人 191.0 (184.5)	人 17.5 (10.5)	人 12 (12)	人 1 (1)	人 61 (50)	人 8 (12)	人 90.0 (81.0)	人 8.5 (14.0)	人 12 (8)	人 5 (3)	人 14.5 (9.5)	人 4.5 (2.0)
500～1000人未満	人 367.5 (350.0)	人 78 (80)	人 8 (8)	人 108 (98)	人 6 (9)	人 275.0 (270.5)	人 23.0 (20.5)	人 8 (7)	人 7 (7)	人 49 (43)	人 17 (11)	人 80.5 (69.5)	人 10.5 (2.5)	人 9 (7)	人 6 (6)	人 12.0 (10.0)	人 5.0 (1.0)
1000人以上	人 310.0 (311.5)	人 52 (55)	人 12 (13)	人 62 (76)	人 31 (30)	人 193.5 (214.0)	人 36.0 (35.5)	人 5 (5)	人 2 (2)	人 44 (39)	人 48 (45)	人 80.0 (73.5)	人 7.0 (4.5)	人 22 (16)	人 29 (16)	人 36.5 (24.0)	人 10.5 (4.0)

注 1 (1) ②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

産業	① 企業数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労 働者数	③障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度障 害者	B. 重度障害 者である短 時間労働者	C. 重度以 外の障害 者	D. 重度以 外の障害 者である 短時間労 働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規 雇用分			
		人							%		%
農・林・漁業	11	1,034.0	4	0	13	4	23.0	5.0	2.22	7	63.6
	(10)	(997.5)	(4)	(0)	(11)	(4)	(21.0)	(4.0)	(2.11)	(6)	(60.0)
鉱・採石・砂 利採取業	1	77.0	0	0	0	0	0	0.0	0.00	0	0.0
	(1)	(57)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.00)	(0)	(0.0)
建設業	51	4,212.0	22	1	30	0	75.0	8.0	1.78	31	60.8
	(47)	(4,003.5)	(12)	(0)	(37)	(0)	(61.0)	(12.0)	(1.52)	(27)	(57.4)
製造業	241	35,489.0	171	10	435	26	800.0	73.0	2.25	144	59.8
	(241)	(36,423.5)	(188)	(8)	(423)	(20)	(817.0)	(55.0)	(2.24)	(144)	(59.8)
電気・ガス・ 熱供給・水道 業	4	312.5	2	0	3	0	7.0	0.0	2.24	2	50.0
	(5)	(435.0)	(2)	(0)	(3)	(0)	(7.0)	(1.0)	(1.61)	(2)	(40.0)
情報通信業	17	2,591.0	12	1	6	2	32.0	3.0	1.24	6	35.3
	(18)	(2,628.0)	(10)	(1)	(4)	(1)	(25.5)	(5.0)	(0.97)	(4)	(22.2)
運輸・郵便業	51	6,017.0	23	1	52	7	102.5	16.0	1.70	27	52.9
	(51)	(6,678.5)	(21)	(2)	(53)	(5)	(99.5)	(10.5)	(1.49)	(26)	(51.0)
卸売・小売業	142	28,189.0	74	29	204	145	453.5	69.5	1.61	68	47.9
	(140)	(27,297.5)	(70)	(29)	(179)	(121)	(408.5)	(39.5)	(1.50)	(59)	(42.1)
金融・保険業	14	5,707.0	19	4	42	5	86.5	30.5	1.52	5	35.7
	(16)	(5,512.0)	(19)	(3)	(39)	(9)	(84.5)	(27.0)	(1.53)	(6)	(37.5)
不動産・物品 賃貸業	9	1,030.5	1	1	13	0	16.0	1.0	1.55	5	55.6
	(7)	(1,046.0)	(1)	(0)	(12)	(0)	(14.0)	(0.0)	(1.34)	(3)	(42.9)
学術研究、専 門・技術サー ビス業	13	935.0	3	0	3	0	9.0	4.0	0.96	4	30.8
	(13)	(924.5)	(3)	(0)	(3)	(0)	(9.0)	(1.0)	(0.97)	(4)	(30.8)
宿泊・飲食 サービス業	34	4,563.0	12	2	39	12	71.0	10.5	1.56	17	50.0
	(32)	(4,356.5)	(13)	(3)	(39)	(7)	(71.5)	(14.5)	(1.64)	(17)	(53.1)
生活関連サー ビス・娯楽業	33	4,234.5	11	4	31	5	59.5	3.0	1.41	11	33.3
	(35)	(4,395.5)	(12)	(1)	(32)	(3)	(58.5)	(2.5)	(1.33)	(11)	(31.4)
教育・学習支 援業	14	3,207.0	20	0	16	0	56.0	4.0	1.75	6	42.9
	(10)	(2,948.5)	(20)	(0)	(13)	(0)	(53.0)	(8.0)	(1.80)	(5)	(50.0)
医療・福祉	206	27,140.0	175	25	338	91	758.5	79.5	2.79	128	62.1
	(200)	(26,645.5)	(173)	(24)	(318)	(64)	(720.0)	(73.0)	(2.70)	(124)	(62.0)
複合サービス 事業	13	4,954.5	18	0	29	1	65.5	3.5	1.32	5	38.5
	(13)	(5,097.5)	(23)	(2)	(30)	(2)	(79.0)	(7.5)	(1.55)	(6)	(46.2)
サービス業	69	9,401.5	25	13	76	23	150.5	13.5	1.60	33	47.8
	(65)	(7,949.0)	(23)	(8)	(58)	(27)	(125.5)	(16.5)	(1.58)	(34)	(52.3)
計	923	139,094.5	592	91	1,330	321	2,765.5	324.0	1.99	499	54.1
	(904)	(137,395.5)	(594)	(81)	(1,254)	(263)	(2,654.5)	(277.0)	(1.93)	(478)	(52.9)

注 1(1)①の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	岩 手					全 国					法定雇用率 (%)
	企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合	企業数	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合	
		(人)			(%)		(人)			(%)	
昭和60年	438	78,577	1,135	1.44	57.3	39,281	13,390,030	168,276	1.26	53.5	1.5 ↓ 1.6
61年	455	50,055	1,155	1.44	56.7	39,732	13,562,883	170,247	1.26	53.8	
62年	453	81,184	1,167	1.44	54.5	40,391	13,785,807	171,880	1.25	53.0	
63年	516	86,770	1,295	1.49	51.6	44,564	14,270,621	187,115	1.31	51.5	
平成元年	558	93,185	1,399	1.50	51.8	46,469	14,847,892	195,276	1.32	51.6	↓ 1.8
2年	573	96,737	1,514	1.57	51.8	48,149	15,481,796	203,634	1.32	52.2	
3年	595	100,527	1,578	1.57	51.9	50,784	16,226,815	214,814	1.32	51.8	
4年	616	105,288	1,660	1.58	53.7	52,884	16,869,262	229,627	1.36	51.9	
5年	614	107,031	1,748	1.63	55.7	53,689	17,072,450	240,985	1.41	51.4	
6年	612	107,814	1,777	1.65	55.2	54,414	17,076,807	245,348	1.44	50.4	
7年	635	111,603	1,826	1.64	55.6	54,537	16,982,514	247,077	1.45	50.6	
8年	636	111,930	1,853	1.66	54.4	54,877	16,925,077	247,982	1.47	50.5	
9年	642	115,240	1,879	1.63	52.6	55,440	16,999,645	250,030	1.47	50.2	
10年	639	115,633	1,883	1.63	54.0	55,791	17,008,306	251,443	1.48	50.1	
11年	727	118,683	1,941	1.64	49.7	61,113	17,108,973	254,562	1.49	44.7	↓ 2.0
12年	727	118,328	1,938	1.64	49.4	60,651	16,914,715	252,836	1.49	44.3	
13年	693	114,803	1,882	1.64	48.1	61,115	16,936,056	252,870	1.49	43.7	
14年	697	108,506	1,797	1.66	48.2	60,938	16,749,384	246,284	1.47	42.5	
15年	692	107,430	1,721	1.60	46.7	61,025	16,748,964	247,093	1.48	42.5	
16年	757	113,757	1,838	1.62	45.4	63,993	17,667,306	257,939	1.46	41.7	
17年	737	113,412	1,916	1.69	46.5	65,449	18,091,871	269,066	1.49	42.1	
18年	725	113,468	1,897.0	1.67	46.1	67,168	18,652,344	283,750.5	1.52	43.4	
19年	738	114,324	1,961.5	1.72	50.3	71,224	19,504,649	302,716.0	1.55	43.8	
20年	743	116,503	2,031.0	1.74	48.7	73,042	20,499,012	325,603.0	1.59	44.9	
21年	723	113,859	2,021.5	1.78	51.2	72,328	20,441,198	332,811.5	1.63	45.5	
22年	726	115,327	2,147.5	1.86	53.2	71,830	20,356,456	342,973.5	1.68	47.0	
23年	744	123,564.0	2,185.5	1.77	51.6	75,313	22,260,915.5	366,199.0	1.65	45.3	
24年	774	129,259.5	2,318.0	1.79	52.2	76,308	22,577,527.0	382,363.5	1.69	46.8	
25年	902	138,702.0	2,597.0	1.87	49.6	85,314	23,213,401.0	408,947.5	1.76	42.7	
26年	904	137,395.5	2,654.5	1.93	52.9	86,648	23,650,463.5	431,225.5	1.82	44.7	
27年	923	139,094.5	2,765.5	1.99	54.1	87,935	24,122,923.0	453,133.5	1.88	47.2	

注 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計である。

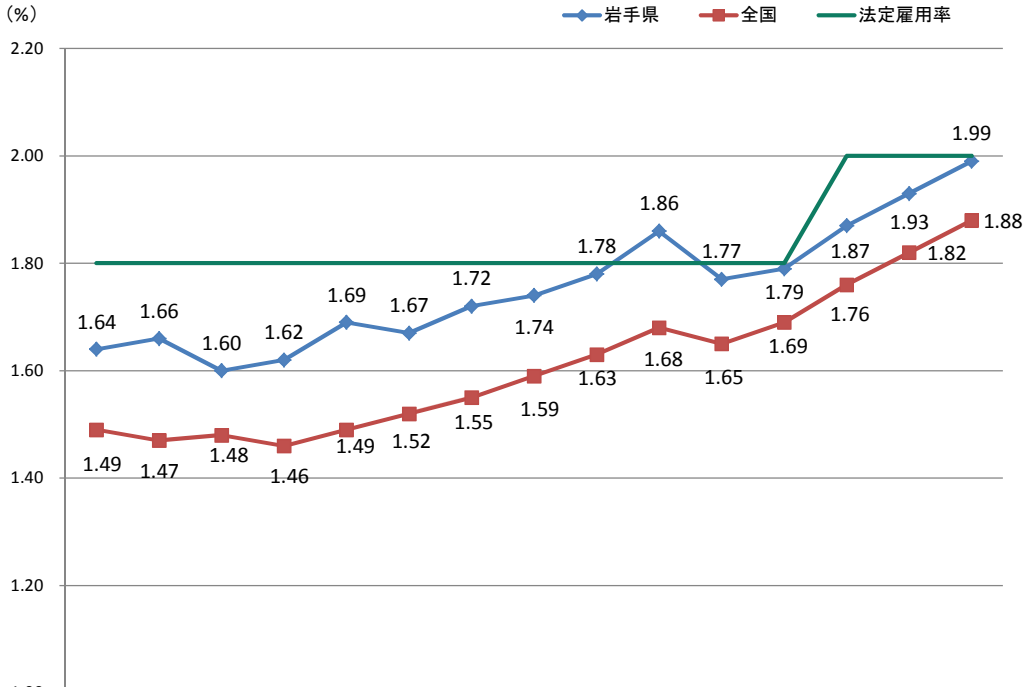
～昭和62年
 [身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 昭和63年～平成4年
 [身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者
 平成5年～平成17年まで
 [身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 平成18年～平成22年まで
 [身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年度以降
 [身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 知的障害者である短時間労働者
 (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 精神障害者である短時間労働者
 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

(参考)

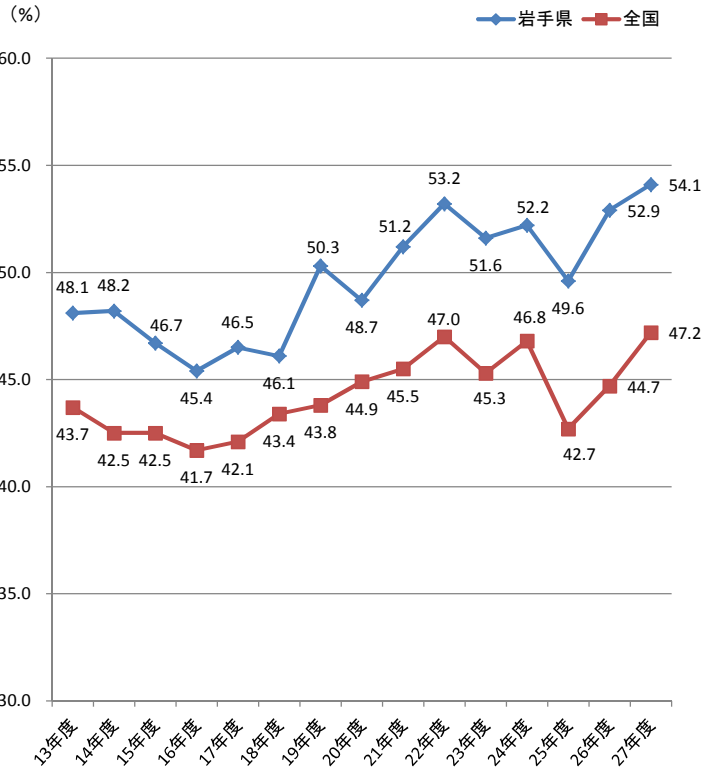
詳細表5

民間企業における障害者実雇用率



	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
岩手県	1.64	1.66	1.60	1.62	1.69	1.67	1.72	1.74	1.78	1.86	1.77	1.79	1.87	1.93	1.99
全国	1.49	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88
法定雇用率	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	2.0	2.0	2.0

民間企業における法定雇用率達成企業の割合



(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数

企業規模	① 法定雇用率未達成 企業の数	②不足数						③ 左のうち障害者の数 が0人である企業数
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は3人	3.5人以上 5人以下	5.5人以上 9.5人以下	10人以上	
規模計	424	298 (70.3%)	81 (19.1%)	28 (6.6%)	14 (3.3%)	2 (0.5%)	1 (0.2%)	261 (61.6%)
50～100人未満	235	235 (100.0%)	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	218 (92.8%)
100～300人未満	150	57 (38.0%)	74 (49.3%)	18 (12.0%)	1 (0.7%)	－ －	－ －	43 (28.7%)
300～500人未満	23	5 (21.7%)	4 (17.4%)	4 (17.4%)	10 (43.5%)	－ －	－ －	0 (0.0%)
500～1000人未満	13	1 (7.7%)	3 (23.1%)	5 (38.5%)	3 (23.1%)	1 (7.7%)	－ －	0 (0.0%)
1000人以上	3	－ －	－ －	1 (33.3%)	－ －	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

3 500～1,000未満及び1,000人以上の割合については、小数点以下の処理の関係で100%にはならない。

2 地方公共団体等における在職状況（法定雇用2.3%または2.2%）

(1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労 働者数	③障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度障 害者	B. 重度障 害者であ る短時間 労働者	C. 重度以外 の障害者	D. 重度以 外の障害 者である 短時間労 働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新 規雇用分			
岩手県	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	4	7,693.0	47	0	91	0	185.0	17.0	2.40	4	100.0
	(4)	(7,556.5)	(45)	(0)	(87)	(0)	(177.0)	(9.0)	(2.34)	(4)	(100.0)
全国	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	156	323,789.5	2,139	210	3,622	468	8,344.0	357.5	2.58	146	93.6
	(156)	(322,490.5)	(2,105)	(209)	(3,627)	(477)	(8,284.5)	(366.0)	(2.57)	(145)	(92.9)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身 体障害者	b. 重度身 体障害者 である短 時間労働 者	c. 重度以 外の身体 障害者	d. 重度以 外の身体 障害者で ある短時 間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新 規雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者で ある短時 間労働者	c. 重度以 外の知的 障害者	d. 重度以 外の知的 障害者で ある短時 間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新 規雇用分	c. 精神障 害者	d. 精神障 害者であ る短時間 労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新 規雇用分
岩手県	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	185.0	47	0	84	0	178.0	17.0	0	0	4	0	4.0	0.0	3	0	3.0	0.0
	(177.0)	(45)	(0)	(83)	(0)	(173.0)	(9.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(4)	(0)	(4.0)	(0.0)
全国	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	8,344.0	2,131	209	3,409	335	8,047.5	300.5	8	1	57	70	109.0	31.5	156	63	187.5	25.5
	(8,284.5)	(2,097)	(204)	(3,446)	(362)	(8,025.0)	(311.0)	(8)	(5)	(48)	(58)	(98.0)	(29.5)	(133)	(57)	(161.5)	(25.5)

注 1 (1) ②の表と同じ

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労 働者数	③障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度障 害者	B. 重度障 害者であ る短時間 労働者	C. 重度以外 の障害者	D. 重度以外 の障害者で ある短時間 労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規 雇用分			
岩手県	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	43	11,866.0	58	9	142	11	272.5	16.0	2.30	37	86.0
	(44)	(11,769.0)	(62)	(5)	(146)	(12)	(281.0)	(20.0)	(2.39)	(42)	(95.5)
全国	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	2,344	1,075,882.5	6,668	446	11,656	951	25,913.5	1,596.0	2.41	2,028	86.5
	(2,336)	(1,061,832.5)	(6,446)	(445)	(11,459)	(938)	(25,265.0)	(1,775.5)	(2.38)	(1,939)	(83.0)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身 体障害者	b. 重度身 体障害者 である短 時間労働 者	c. 重度以外 の身体 障害者	d. 重度以外 の身体 障害者で ある短時間 労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者であ る短時間労働 者	c. 重度以外 の知的 障害者	d. 重度以外 の知的 障害者で ある短時間 労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規 雇用分	c. 精神障 害者	d. 精神障 害者であ る短時間 労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規 雇用分
岩手県	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	272.5	58	8	125	7	252.5	12.5	0	1	4	2	6.0	0.5	13	2	14.0	3.0
	(281.0)	(62)	(4)	(129)	(8)	(261.0)	(20.0)	(0)	(1)	(5)	(2)	(7.0)	(0.0)	(12)	(2)	(13.0)	(0.0)
全国	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	25,913.5	6,608	421	10,107	677	24,082.5	1,327.0	60	25	489	123	695.5	106.5	1,060	151	1,135.5	162.5
	(25,265.0)	(6,389)	(418)	(10,138)	(670)	(23,669.0)	(1,479.0)	(57)	(27)	(434)	(130)	(640.0)	(177.0)	(887)	(138)	(956.0)	(119.5)

注 1 (1) ②の表と同じ

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度障害者	B. 重度障害者である短時間労働者	C. 重度以外の障害者	D. 重度以外の障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
岩手県	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	2	8,965.0	50	9	72	37	199.5	22.0	2.23	2	100.0
	(2)	(9,101.0)	(50)	(3)	(85)	(25)	(200.5)	(35.0)	(2.20)	(2)	(100.0)
全国	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	119	661,646.5	3,451	160	6,925	459	14,216.5	1,106.5	2.15	88	73.9
	(120)	(665,156.5)	(3,391)	(149)	(6,770)	(459)	(13,930.5)	(1,139.5)	(2.09)	(80)	(66.7)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
岩手県	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	199.5	50	9	70	19	188.5	18.0	0	0	1	6	4.0	1.0	1	12	7.0	3.0
	(200.5)	(50)	(3)	(74)	(14)	(184.0)	(24.0)	(0)	(0)	(3)	(6)	(6.0)	(2.5)	(8)	(5)	(10.5)	(8.5)
全国	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	14,216.5	3,401	157	6,120	327	13,242.5	817.5	50	3	264	63	398.5	159.5	541	69	575.5	129.5
	(13,930.5)	(3,346)	(143)	(6,039)	(299)	(13,023.5)	(830.5)	(45)	(6)	(267)	(99)	(412.5)	(147.0)	(464)	(61)	(494.5)	(162.0)

注 1 (1) ②の表と同じ

3 公的機関の各機関の状況

(1) 県の機関の状況（法定雇用率2.3%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
知事部局	4,167.5	97.0	2.33	0.0	
医療局	3,053.0	76.0	2.49	0.0	
企業局	78.0	3.0	3.85	0.0	
警察本部	394.5	9.0	2.28	0.0	
計	7,693.0	185.0	2.40	0.0	

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 県等の教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
岩手県教育委員会	8,466.0	189.5	2.24	0.0	
盛岡市教育委員会	499.0	10.0	2.00	0.0	
計	8,965.0	199.5	2.23	0.0	

注 3(1)表と同じ。

(3) 地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.3%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
公立大学法人 岩手県立大学	282.0	8.0	2.84	0.0	
地方独立行政法人 岩手県工業技術センター	60.0	1.0	1.67	0.0	
計	342.0	9.0	2.63	0.0	

注 3(1)表と同じ。

(4) 市町村の機関の状況（法定雇用率 2.3%）

	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
盛岡市	1579.0	48.0	3.04	0.0	
盛岡市上下水道局	172.0	3.0	1.74	0.0	
盛岡市立病院	116.0	2.0	1.72	0.0	
宮古市	640.0	14.0	2.19	0.0	特例認定あり（注2）
大船渡市	318.0	4.0	1.26	3.0	
大船渡市教育委員会	68.0	1.0	1.47	0.0	
花巻市	851.5	20.0	2.35	0.0	特例認定あり（注2）
北上市	442.0	10.0	2.26	0.0	
北上市教育委員会	220.0	5.0	2.27	0.0	
久慈市	350.0	8.5	2.43	0.0	
久慈市教育委員会	72.5	1.0	1.38	0.0	
遠野市	309.0	5.0	1.62	2.0	（注3）
一関市	1088.5	26.5	2.43	0.0	
一関地区広域行政組合	57.5	2.0	3.48	0.0	
一関市教育委員会	227.5	6.0	2.64	0.0	
陸前高田市	258.0	6.5	2.52	0.0	特例認定あり（注2）
釜石市	383.0	9.0	2.35	0.0	特例認定あり（注2）
二戸市	284.5	7.0	2.46	0.0	
八幡平市	360.0	8.0	2.22	0.0	特例認定あり（注2）
奥州市	750.5	17.0	2.27	0.0	
奥州市総合水沢病院	131.5	3.0	2.28	0.0	
奥州市教育委員会	205.0	4.0	1.95	0.0	
滝沢市	284.5	7.0	2.46	0.0	特例認定あり（注2）
雫石町	257.0	7.0	2.72	0.0	特例認定あり（注2）
葛巻町	114.0	2.0	1.75	0.0	
岩手町	109.0	2.0	1.83	0.0	
紫波町	200.0	4.0	2.00	0.0	
矢巾町	143.0	3.0	2.10	0.0	
西和賀町	155.0	5.5	3.55	0.0	
金ヶ崎町	134.0	3.0	2.24	0.0	
金ヶ崎町教育委員会	105.0	1.0	0.95	1.0	
平泉町	88.0	2.0	2.27	0.0	
住田町	75.0	1.0	1.33	0.0	
大槌町	181.0	5.0	2.76	0.0	
山田町	176.0	2.0	1.14	2.0	（注3）
岩泉町	154.0	3.0	1.95	0.0	
田野畑村	69.0	0.0	0.00	1.0	
普代村	68.5	1.0	1.46	0.0	
軽米町	102.0	1.0	0.98	1.0	（注3）
野田村	72.0	1.0	1.39	0.0	
九戸村	72.5	1.0	1.38	0.0	特例認定あり（注2）
洋野町	264.0	7.0	2.65	0.0	特例認定あり（注2）
一戸町	158.5	3.5	2.21	0.0	
計	11,866.0	272.5	2.30	10.0	

(注1) 3(1)表と同じ。

(注2) 注2の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
宮古市	宮古市教育委員会
花巻市	花巻市教育委員会
陸前高田市	陸前高田市教育委員会
釜石市	釜石市教育委員会
八幡平市	八幡平市教育委員会
雫石町	雫石町教育委員会
滝沢村	滝沢村教育委員会
九戸村	九戸村教育委員会
洋野町	洋野町教育委員会

(注3) 遠野市においては、10月1日現在、新規雇用により障害者7.0人、実雇用率2.27%、不足数0.0人となっている。
山田町においては、7月1日現在、新規雇用により、障害者3.0人、実雇用率1.70%、不足数1.0人となっている。
軽米町においては、12月より障害者1名の採用を予定している。

都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.88	0.06	47.2	2.5	41,485	87,935
北海道	1.95	0.05	49.9	2.3	1,602	3,209
青森	1.89	0.06	51.5	4.3	454	881
岩手	1.99	0.06	54.1	1.2	499	923
宮城	1.79	0.05	46.6	0.9	648	1,392
秋田	1.84	0.07	57.5	2.4	393	683
山形	1.93	0.05	53.4	1.8	461	864
福島	1.84	0.07	50.5	2.6	661	1,308
茨城	1.83	0.08	53.1	2.9	750	1,413
栃木	1.82	0.06	55.1	4.0	594	1,079
群馬	1.80	0.01	52.3	0.7	697	1,333
埼玉	1.86	0.06	45.8	2.1	1,290	2,815
千葉	1.82	0.05	49.0	1.5	1,049	2,139
東京	1.81	0.04	32.1	1.8	5,789	18,013
神奈川	1.82	0.07	44.0	2.4	1,862	4,233
新潟	1.85	0.10	54.4	4.6	927	1,705
富山	1.91	0.06	56.2	1.5	540	961
石川	1.86	0.04	54.3	2.5	506	932
福井	2.32	0.06	53.2	△0.3	346	650
山梨	1.83	0.04	55.8	4.3	307	550
長野	1.98	0.02	59.5	2.3	889	1,493
岐阜	1.89	0.10	55.0	4.0	757	1,377
静岡	1.86	0.06	49.4	1.8	1,299	2,630
愛知	1.81	0.07	45.4	3.5	2,515	5,544
三重	1.97	0.18	55.7	3.5	565	1,014
滋賀	1.98	0.11	59.1	4.2	439	743
京都	1.97	0.02	49.7	2.3	835	1,680
大阪	1.84	0.03	44.0	1.4	3,137	7,132
兵庫	1.97	0.07	51.8	2.7	1,591	3,069
奈良	2.40	0.18	58.6	2.4	307	524
和歌山	2.16	0.10	61.7	4.7	330	535
鳥取	1.99	0.11	54.8	4.2	233	425
島根	2.13	0.11	64.6	3.0	338	523
岡山	2.29	0.13	51.3	1.3	680	1,326
広島	1.95	0.05	47.3	2.2	986	2,086
山口	2.51	0.05	54.8	2.3	459	837
徳島	2.04	0.14	64.2	6.7	269	419
香川	1.88	0.00	55.7	△0.8	434	779
愛媛	1.82	0.08	48.6	1.6	443	911
高知	2.14	0.10	61.1	6.6	288	471
福岡	1.88	0.08	50.2	4.0	1,662	3,310
佐賀	2.37	0.10	71.3	4.9	381	534
長崎	2.14	△0.01	57.4	1.7	534	930
熊本	2.19	0.05	56.3	3.6	637	1,131
大分	2.43	0.15	58.7	3.3	437	744
宮崎	2.24	0.09	68.6	5.2	498	726
鹿児島	2.09	0.07	59.0	1.2	642	1,088
沖縄	2.29	0.14	60.3	4.5	525	871